

2025年3月26日(水)
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、梶田
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、荒木
内線 3050、3045
ダイヤルイン 052-954-6225

知多市における地下水汚染について

E N E O S 株式会社(東京都千代田区)が、知多市内の同社所有地において、地下水モニタリングを実施していたところ、地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

E N E O S 株式会社

(2) 報告年月日

2025年3月26日(水)

(3) 調査対象地

愛知県知多市北浜町^{きたはままち}26番1、26番7及び26番8の各一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
六価クロム化合物	0.086mg/L (1.7倍) ^注	0.05mg/L 以下	1 / 4
ふっ素及びその化合物	1.8mg/L (2.3倍) ^注	0.8mg/L 以下	2 / 3

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

事業者は、引き続き地下水モニタリングを行うとともに、今後の措置を検討します。

県は、事業者に対し、地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

E N E O S リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発第2本部

開発第1部 第2チーム

住所：東京都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

電話：03-6455-4900

4 調査対象地の概要

調査対象地は埋立地であり、1973年から2001年までは製油所の、2001年以降は石油化学製品の製造、出荷を行っている事業所の敷地の一部です。調査対象地はE N E O S株式会社の所有地であり、残土置場、資材置場、陸上出荷エリア、緑地等として利用されていましたが、2022年以降は未利用地となっています。

今回汚染が判明した六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)